

富労基発0821第2号
平成27年8月21日

建設業労働災害防止協会
富山県支部長 殿

富山労働局労働基準部長

ロープ高所作業における危険の防止を図るための労働
安全衛生規則等の一部を改正する省令等について

労働安全行政の推進につきましては、平素より格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、ビルの外装清掃やのり面保護工事などで行われるロープ高所作業による労働者の墜落・転落等の労働災害を防止するため、平成27年厚生労働省令第129号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」等が平成27年8月5日に公布され、ライフラインの設置、十分な強度を有する損傷や変形等のないロープ等の使用や、労働者への特別教育の規定が新設されたところです。

つきましては、貴団体の傘下会員事業場等関係者に対する改正内容の周知を図られるとともに、本改正内容を踏まえたロープ高所作業による労働災害防止対策の推進を図っていただくよう、お願い申し上げます。

- 別添1 労働安全衛生規則の一部を改正する省令 改め文および新旧対照条文
- 別添2 安全衛生特別教育規程の一部を改正する件 改め文および新旧対照条文
- 別添3 平成27年8月5日基発0805第1号「ロープ高所作業における危険の防止を図るための労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」
- 別添4 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

なお、省令改正の詳細につきましては下記ホームページを御参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html>

